

令和3年4月1日

お客さま各位

甲府信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設および「口座解約」のお知らせ

日頃から当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座が不正利用されることを防止するため、令和3年10月1日（金）以降に新規開設いただく同口座につきまして、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設し、残高が同手数料に満たなくなった場合に口座を解約させていただきます。

「未利用口座管理手数料」は、未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、日頃、入出金や口座振替等でお取引いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

対象口座	令和3年10月1日以降、新規に開設する普通預金口座（貯蓄預金を含む） ※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。 <ul style="list-style-type: none">・無利息型普通預金（決済性預金）の場合・定期預金の預入がある総合口座の場合・同一顧客内に以下のお取引がある場合 定期性預金、出資金、預かり資産（国債、投資信託、保険等）、ご融資
対象となる条件	最後の預入れまたは払戻しから2年以上お取引がなく、残高が1万円未満の口座 ※ 該当普通預金の利息入金および本手数料の引き落としを除きます。
ご案内	対象口座と判断した場合、事前に文書にて届出の住所あてにご案内させていただきます。 ※ 「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。
未利用口座管理手数料	ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合は、未利用口座管理手数料として年間1,320円（税込み）を当該口座から引き落としさせていただきます。
口座解約	残高が未利用口座管理手数料額未満の場合は、残高を以って未利用口座管理手数料とし、同口座を解約いたします。 ※ 口座解約した後の手続きはございません。

以上